

国立大学法人東京農工大学における事務処理体制の見直しに伴う関係規程の整備に関する規程

(平成 28 年 4 月 1 日 規程第 6 号)

(国立大学法人東京農工大学個人情報利用目的及び第三者提供先等に関する規程の一部改正)

第 1 条 国立大学法人東京農工大学個人情報利用目的及び第三者提供先等に関する規程(平成 17 年 7 月 4 日 17 教規程第 35 号)の一部を次のように改正する。

【別表 1】中「(総務部人事労務課)」を「(総務部人事課)」に改め、同表の様式中「(総務部人事労務課)」を「(総務部人事課)」に改める。

【別表 1】中「(総務部総務課・学務部学生総合支援課・研究国際部国際交流課・環境安全管理センター)」を「(総務部総務課・総務部総務課環境安全管理室・学務部学生総合支援課・学務部国際交流課)」に改め、同表の様式中

		(総務部総務課・学務部学生総合支援課・研究国際部国際交流課・環境安全管理センター)										
		利用目的										
		勤務時間管理	委員会運営	緊急時の連絡	電報の発信	教員(外国人教師)の選考	非常勤職員(一ヶ月未満)の雇用	非常勤職員(一ヶ月未満)の雇用	非常勤講師(教職・保健管理センター)の雇用	旅行命令(依頼)の発令	賃金・謝金・旅費等の支出	事務連絡
直接本人から書面等により取得する個人情報												
総務部 総務課	出勤簿	○										
	休暇簿	○										
	旅行命令	○										
	経営協議会学外委員略歴書		○									
	計報通知				○							
学務部 学生総合支援課	出勤簿	○										
	休暇簿	○										
	旅行命令書	○										
	教育職員履歴及び教育研究業績一覧					○						
	履歴書						○	○				
	非常勤職員 出勤表										○	
	非常勤講師 履歴書及び研究業績リスト								○			
復命書(出張報告書)									○			
振込依頼書										○		
研究国際部 国際交流課	出勤簿	○										
	休暇簿	○										
	旅行命令	○										
	履歴書						○					○
	学外国際交流関係者住所録											○
	非常勤職員 出勤表										○	
振込依頼書										○		
環境安全管理センター	緊急時連絡網			○								

を
「

(総務部総務課・総務部総務課環境安全管理室・学務部学生総合支援課・学務部国際交流課)		利用目的										
		勤務時間管理	委員会運営	緊急時の連絡	電報の発信	教員（外国人教師）の選考	非常勤職員の雇用	非常勤職員（一ヶ月未満）の雇用	非常勤講師（教職・保健管理センター）の雇用	旅行命令（依頼）の発令	賃金・謝金・旅費等の支出	事務連絡
直接本人から書面等により取得する個人情報												
総務部 総務課	出勤簿	○										
	休暇簿	○										
	旅行命令伺	○										
	経営協議会学外委員略歴書		○									
	訃報通知				○							
環境安全管理室	緊急時連絡網			○								
学務部 学生総合支援課	出勤簿	○										
	休暇簿	○										
	旅行命令書	○										
	教育職員履歴及び教育研究業績一覧					○						
	履歴書						○	○				
	非常勤職員 出勤表										○	
	非常勤講師 履歴書及び研究業績リスト								○			
	復命書(出張報告書)									○		
学務部 国際交流課	振込依頼書										○	
	出勤簿	○										
	休暇簿	○										
	旅行命令伺	○										
	履歴書						○					○
	学外国際交流関係者住所録											○
	非常勤職員 出勤表										○	
振込依頼書										○		

に改める。

【別表 1】中「図書館(研究国際部学術情報課)」を「図書館(研究推進部学術情報課)」に改め、同表 の様式中「図書館(研究国際部学術情報課)」を「図書館(研究推進部学術情報課)」に、「研究国際部学術情報課(図書館)」を「研究推進部学術情報課(図書館)」改める。

【別表 1】中「FSセンター（(府中地区事務部FSセンター担当)）」を「FSセンター（(府中地区事務部FSセンター事務室)）」に改める。

【別表 1】中「(研究国際部研究支援課)」を「(研究推進部研究支援課)」に改め、同表 の様式中「(研究国際部研究支援課)」を「(研究推進部研究支援課)」に改める。

【別表 1】中「図書館(研究国際部学術情報課)」を「図書館(研究推進部学術情報課)」に改め、同表の様式中「図書館(研究国際部学術情報課)」を「図書館(研究推進部学術情報課)」に改める。

【別表 1】中「(総合情報メディアセンター・研究国際部学術情報課)」を「(総合情報メディアセンター・研究推進部学術情報課)」に改め、同表の様式中「研究国際部学術情報課」を「研究推進部学術情報課」に改める。

【別表 1】中「(研究国際部国際交流課・総務部総務課広報・基金室)」を「(学務部国際交流課・総務部総務課広報・基金室)」に改め、同表の様式中「研究国際部国際交流課」を「学務部国際交流課」に改める。

(国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程の一部改正)

第 2 条 国立大学法人東京農工大学情報システム管理規程(平成 18 年 12 月 26 日 18 規程第 38 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程の一部改正)

第 3 条 国立大学法人東京農工大学法人文書管理規程(平成 23 年 3 月 28 日 23 規程第 24 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 4 号中「第 3 条に規定する監査室、第 5 条第 2 項から第 5 項までに規定する課及び第 6 条から第 9 条までに規定する室」を「第 3 条から第 9 条までに規定する課及び室」に改める。

第 5 条第 1 項中「課等の長、」を「課等の長及び」に改め、「並びに同規程第 34 条第 6 項及び第 35 条第 5 項に規定する事務長補佐」を削る。

(国立大学法人東京農工大学基金規程の一部改正)

第 4 条 国立大学法人東京農工大学基金規程(平成 25 年東京農工大学経教規程第 44 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条第 5 号中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改める。

(東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程の一部改正)

第 5 条 東京農工大学教員評価機構の運営に関する規程(平成 26 年東京農工大学教規程第 35 号)の一部を次のように改正する。

第 8 条中「人事労務課」を「人事課」に改める。

(国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程の一部改正)

第 6 条 国立大学法人東京農工大学コンプライアンス規程(平成 25 年東京農工大学経教規程第 29 号)の一部を次のように改正する。

第 11 条第 5 号中「研究国際部長」を「研究推進部長」に改める。

第 17 条中「総務部総務課」を「コンプライアンス推進室」に改める。

(東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程の一部改正)

第 7 条 東京農工大学外国人留学生特待生制度に関する規程(平成 26 年東京農工大学教規程第 63 号)の一部を次のように改正する。

第 9 条中「研究国際部」を「学務部」に改める。

(東京農工大学国際交流会館規程の一部改正)

第8条 東京農工大学国際交流会館規程(平成16年4月7日16経教規程第23号)の一部を次のように改正する。

第16条中「研究国際部」を「学務部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程の一部改正)

第9条 国立大学法人東京農工大学職員採用・昇任規程(平成16年4月7日16経教規程第24号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「人事労務課」を「人事課」に改める。

(国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程の一部改正)

第10条 国立大学法人東京農工大学クロスアポイントメント制度に関する規程(平成27年東京農工大学教規程第64号)の一部を次のように改正する。

別紙様式の様式(クロスアポイントメント申請書)中「総務部人事労務課任用係」を「総務部人事課任用係」に改める。

(国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程の一部改正)

第11条 国立大学法人東京農工大学会計事務取扱規程(平成16年4月7日16経規程第49号)の一部を次のように改正する。

別表第2中

「

研究国際部学術情報課	研究国際部学術情報課 総務係長	府中図書館における収入金に関する事務
	研究国際部学術情報課長	

」

を

「

研究推進部学術情報課	研究推進部学術情報課 総務係長	府中図書館における収入金に関する事務
	研究推進部学術情報課長	

」

に、

「

府中地区事務部 FSセンター業務係長	FSセンターにおける収入金に関する事務
府中地区事務部 FSセンター総務係長	

」

を

府中地区事務部 農学部附属広域都市圏フィールド教育研究センター事務室 (以下「FSセンター事務室」という。) 業務係長	FSセンターにおける収入に関する事務
FSセンター事務室総務係長	

に改める。

別表第3中

研究国際部 研究支援課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、研究国際部研究支援課の所掌に係る事務
-----------------	---

を

研究推進部 研究支援課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、研究推進部研究支援課の所掌に係る事務
-----------------	---

に、

研究国際部 学術情報課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
-----------------	--

を

研究推進部 学術情報課長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、図書館の所掌に係る事務。ただし、契約等支出の原因となる行為のうち、金額(契約金額の変更額を含む。)が500万円を超えるものを除く。
-----------------	--

に、

財産管	財務部	研究国際	財産管理役の行う知的財産の管理のうち、研究国際部研
-----	-----	------	---------------------------

理役	長	部 研究支援 課長	究支援課の所掌に係る事務
		研究国際 部 学術情報 課長	財産管理役の行う物品の管理のうち、図書館の所掌に係る事務

を

財産管 理役	財務部 長	研究推進 部 研究支援 課長	財産管理役の行う知的財産の管理のうち、研究推進部研 究支援課の所掌に係る事務
		研究推進 部 学術情報 課長	財産管理役の行う物品の管理のうち、図書館の所掌に係る事務

に改める。

別表第4の1中

事務局長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるもの。ただし、研究国際部研究支援課及び総務部総務課の所掌に係る事務を除く。
研究国際 部 学術情報 課長	図書館の所掌に係る契約に関する予定価格調書案の作成
研究国際 部学術情 報課 総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1)市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2)業者選定案の作成 (3)見積書の徴取 (4)契約書案及び関係書類の作成 (5)発注の連絡 (6)監督 (7)検査及び検査調書の作成 (8)請求書の受理 (9)その他契約に附随する事務
財務部 財務課課 長補佐	契約担当役印の保管及びなつ印

を

事務局長	契約担当役の行う契約等収入又は支出の原因となる行為のうち、金額が500万円を超えるもの。ただし、研究推進部研究支援課及び総務部総務課の所掌に係る事務を除く。
研究推進部 学術情報課長	図書館の所掌に係る契約に関する予定価格調書案の作成
研究推進部学術情報課 総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1)市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2)業者選定案の作成 (3)見積書の徴取 (4)契約書案及び関係書類の作成 (5)発注の連絡 (6)監督 (7)検査及び検査調書の作成 (8)請求書の受理 (9)その他契約に附随する事務
財務部 財務課次長	契約担当役印の保管及びなつ印

に、

府中地区事務部 FSセンター業務係長	FSセンターにおける生産物の売払契約に関する次の事務 (1)市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2)業者選定案の作成 (3)見積書の徴取 (4)契約書案及び関係書類の作成 (5)業者への連絡 (6)その他契約に附随する事務
-----------------------	--

を

FSセンター事務室業務係長	FSセンターにおける生産物の売払契約に関する次の事務 (1)市場価格調査、予定価格算出内訳書の作成 (2)業者選定案の作成 (3)見積書の徴取 (4)契約書案及び関係書類の作成 (5)業者への連絡 (6)その他契約に附随する事務
---------------	--

に、

研究国際部学術情報課 総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
研究国際部研究支援課 研究支援係長 産学連携係長	研究国際部研究支援課の所掌に係る契約のうち、当該係が担当する事務

を

研究推進部学術情報課 総務係長	図書館の所掌に係る契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 発注の連絡 (6) 請書の徴収 (7) 監督 (8) 検査及び検査調書の作成 (9) 請求書の受理 (10) その他契約に附随する事務
研究推進部研究支援課 研究支援係長 産学連携係長	研究推進部研究支援課の所掌に係る契約のうち、当該係が担当する事務

に、

府中地区事務部 FS センター業務係長	FS センターにおける生産物の売払契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成
------------------------	--

	(5) 業者への連絡 (6) 請書の徴収 (7) その他契約に附随する事務
--	---

を

FS センター事務室業務係長	FS センターにおける生産物の売払契約に関する次の事務 (1) 市場価格調査 (2) 業者選定案の作成 (3) 見積書の徴取 (4) 契約書案及び関係書類の作成 (5) 業者への連絡 (6) 請書の徴収 (7) その他契約に附随する事務
----------------	---

に改める。

別表第4の2中

研究国際部学術情報課 総務係長	図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
総務部人事労務課 給与共済係長	総務部人事労務課給与共済係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究国際部研究支援課 研究支援係長	研究国際部研究支援課研究支援係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究国際部研究支援課 産学連携係長	研究国際部研究支援課産学連携係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究国際部国際交流課 国際学術係長	研究国際部国際交流課国際学術係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究国際部国際交流課 国際交流係長	研究国際部国際交流課国際交流係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
財務部 財務課課長補佐	出納命令役印の保管及びなつ印

を

研究推進部学術情報課	図書館の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
------------	-----------------------

総務係長	
総務部人事課 給与共済係長	総務部人事課給与共済係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究推進部研究支 援課 研究支援係長	研究推進部研究支援課研究支援係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
研究推進部研究支 援課 産学連携係長	研究推進部研究支援課産学連携係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
学務部国際交流課 国際学術係長	学務部国際交流課国際学術係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
学務部国際交流課 国際交流係長	学務部国際交流課国際交流係の所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
財務部 財務課次長	出納命令役印の保管及びなつ印

に、

府中地区事務部 FS センター業務係長	FS センターの所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
------------------------	---------------------------

を

FS センター事務室業務係長	FS センターの所掌に係る伝票案及び関係書類の作成
----------------	---------------------------

に改める。

(国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程の一部改正)

第 12 条 国立大学法人東京農工大学旅費取扱規程(平成 22 年 3 月 23 日 22 規程第 32 号)の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 項第 2 号中「監査室長」の次に「及びコンプライアンス推進室長」を加える。

(国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程の一部改正)

第 13 条 国立大学法人東京農工大学研究開発成果としての有体物の取扱いに関する規程(平成 16 年 4 月 7 日 16 経教規程第 54 号)の一部を次のように改正する。

別表中

契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究国際部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究国際部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究国際部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究国際部研究支援課長
-----	------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

を

契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究推進部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究推進部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究推進部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究推進部研究支援課長
-----	------------------------------------	----------------------------------	----------------------------------	----------------------------------

に、

契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究国際部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究国際部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3
-----	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

を

契約者	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究推進部研究支援課長※2	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3	名義者(署名する者)は学長。 専決は研究推進部研究支援課長	名義者(署名する者)は学長。 専決は地区事務部事務長※3
-----	------------------------------------	---------------------------------	----------------------------------	---------------------------------

に改める。

(東京農工大学連携リング規程の一部改正)

第14条 東京農工大学連携リング規程(平成22年4月1日22教規程第13号)の一部を次のように改正する。

第14条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(東京農工大学共同研究取扱規程の一部改正)

第15条 東京農工大学共同研究取扱規程(平成16年4月7日16経教規程第61号)の一部を次のように改正する。

第15条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(東京農工大学受託研究取扱規程の一部改正)

第16条 東京農工大学受託研究取扱規程(平成16年4月7日16経教規程第62号)の一部を次のように改正する。

第13条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(東京農工大学受託研究員等受入規程の一部改正)

第17条 東京農工大学受託研究員等受入規程(平成16年4月7日16経教規程第63号)の一部を次のように改正する。

第15条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程の一部改正)

第18条 東京農工大学における研究活動上の不正行為の防止及び対応に関する規程(平成27年東京農工大学教規程第23号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

第38条中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学利益相反規程の一部改正)

第19条 国立大学法人東京農工大学利益相反規程(平成16年4月7日16経教規程第66号)の一部を次のように改正する。

第12条中「人事労務課」を「人事課」に、「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(東京農工大学動物実験等に関する規程の一部改正)

第20条 東京農工大学動物実験等に関する規程(平成19年4月1日19教規程第5号)の一部を次のように改正する。

第28条第1項中「研究国際部」を「研究推進部」に改める。

(国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程の一部改正)

第21条 国立大学法人東京農工大学産官学連携奨励費規程(平成19年10月24日19経教規程第28号)の一部を次のように改正する。

第9条第2項中「人事労務課長」を「人事課長」に改める。

別紙様式3中「人事労務課長」を「人事課長」に改める。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。